

図解でわかりやすく！

～グループ・組織再編税制のきほんの「き」～



濱田会計事務所

Hamada CPA Office



はじめに・・

グループ法人税制？組織再編？って、聞いたことあるけど・・難しいかな・・なんて思う方は多いのではないのでしょうか？

正直、我々専門家でも、かなりレベルが高い論点です。もちろん、専門家は深く知識を持っておく必要がありますが、専門家の方でなければ、これらの税制を深くまで知っておく必要はありません。この税制が、どんなものなのか？イメージさえ把握できればそれで十分です。



今回は、グループ法人税制・組織再編税制の入り口のところを中心にまとめています。できるだけイラストを使用したり、他の制度と比較することで、読者がイメージしやすいように心がけました。子会社を統合したい場合や、事業承継の場面などにも登場する論点です。事業を拡大したい、コストを集約したいなど・・あなたの会社でも、今後どこかで巡り合う論点かもしれません。

今回の冊子は、あまり税制の難しい文言にとらわれず、できるだけ平易な言葉でお伝えすることを主眼としていますので、その点だけご留意ください。

みなさまの参考になれば幸いです。



目次

1. グループ法人税制って何？	3
2. グループ法人内取引の取扱い	5
3. グループ法人税制活用のポイント	9
4. 会社分割って何？	10
5. 会社分割と事業譲渡の違い	14
6. 会社分割（分社型）と現物出資の違い	15
7. 株式交換って何？	16
8. 株式移転って何？	19
9. 株式交換と会社分割の違い	20
10. 合併ってどんなもの？	21
11. 現物分配って何？	23



1. グループ法人税制って何？

グループ法人税制って聞いたことありませんか？平成 22 年創設の法人税法上の制度です。
100%グループ内の法人に強制適用される制度ですので、意外と影響は大きいですね。親子会社だけでなく、兄弟会社も 100%グループ内であれば対象になります。

(1) 適用対象

100%グループ内の関係（完全資本関係）のある会社

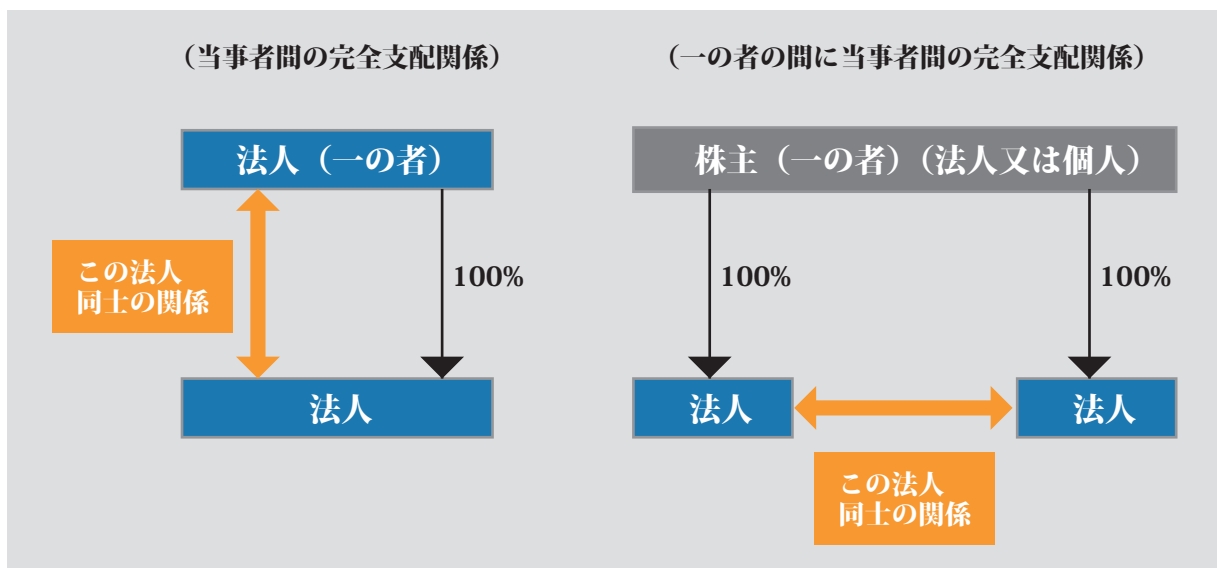
→資本金の大小にかかわらず、すべての法人に強制適用されます。

完全支配関係とは？？

- 一の者が、法人の発行済株式の全部を直接または間接に保有する場合の、一の者とその法人との関係（**当事者間の完全支配の関係**）
- 一の者との間に、当事者間の完全支配の関係がある場合の、法人相互の関係（**一の者の間に当事者間の完全支配関係**）

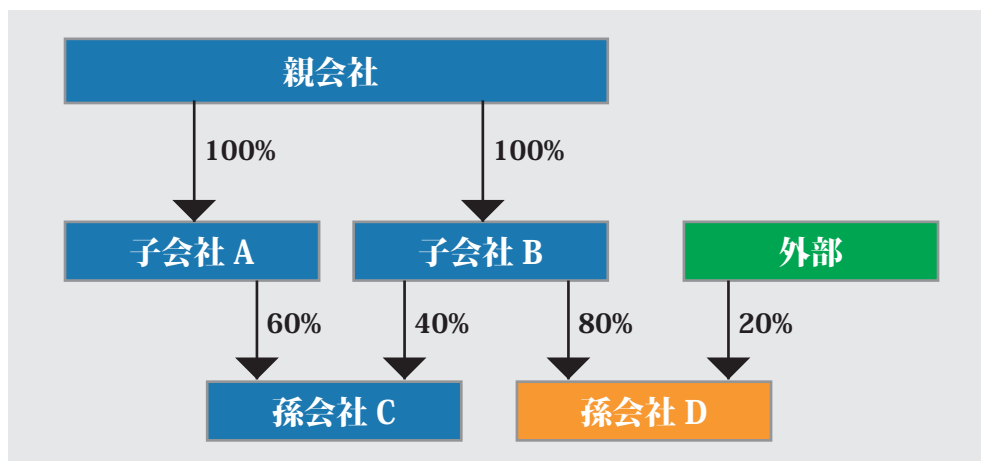
(※)「一の者」には外国人や個人も含まれます。

(イメージ図)



(2) 留意事項

① 完全支配関係は、「直接＋間接保有割合合計」で 100%かどうかを判定

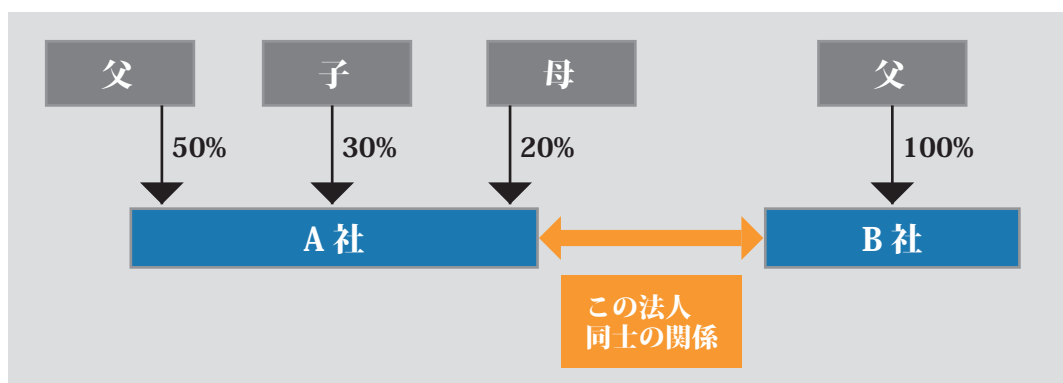


上記では、親会社、子会社 A、B、孫会社 C がグループ法人税制の対象となり、孫会社 D は対象外となります。孫会社 C は、子会社 A、B 社合わせて 100% を保有していますので、間接保有分を含めて、「完全支配関係がある」と判断されます。逆に、孫会社 D 社は、子会社 B の保有割合が 100% ではありませんので、完全支配関係はなく、「対象外」となります。

② 「一の者」が個人の場合は注意

一の者が個人の場合は、「特殊の関係のある個人」を含めて 100% 保有しているかで判定します。「特殊の関係のある個人」とは？

- ㊦ その者の親族（6 親等内の血族、配偶者及び 3 親等内の姻族）
- ㊧ その者と婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ㊨ その者（個人の場合のみ）の使用人
- ㊩ ㊦～㊨の者以外の者で、その者から受ける金銭等によって生計を維持している者
- ㊪ ㊧～㊨の者と生計を一にするこれらの者の親族



上記の場合、A 社と B 社ともに、それぞれ親族等で 100% 保有している会社のため、グループ法人税制の対象となります。

2. グループ法人内取引の取扱い

グループ法人税制は、「グループ法人内取引」につき、強制適用されます。特徴をまとめると、6つに集約されます。すべてに共通するテーマは、グループ一体で課税するという趣旨ですね。

- (1) 資産の譲渡取引に関連する譲渡損益の繰延
- (2) グループ内受取配当等の益金不算入
- (3) グループ内寄附金の損金不算入及び受贈益の益金不算入
- (4) 株式発行法人への譲渡につき、譲渡損益を計上しない
- (5) 子法人解散による整理損等の損金不算入&繰越欠損金の引継
- (6) 中小企業向けの特例措置の不適用

以下、それぞれについて解説していきます。

(1) 資産の譲渡取引に関連する譲渡損益の繰延

グループ法人内での一定の資産の譲渡については、譲渡損益を繰り延べます。

① 対象資産

- 固定資産
- 土地
- 有価証券
- 金銭債権及び繰延資産

(売買目的有価証券、譲渡直前の帳簿価額が 1,000 万円未満の資産は除きます)

② 仕訳例

親会社は、100%子会社Aに、土地を 200 で売却（簿価 100、時価 200）

	親会社		子会社A	
会計	現金 200	土地 100 売却益 100	土地 200	現金 200
申告調整	売却益 100 減算		なし	

子会社Aは、上記資産を 100%子会社Bに 350 で売却（簿価 200、時価 350）

	親会社		子会社A	
会計	仕訳なし		現金 350	土地 200 売却益 150
申告調整	売却益 100 加算		売却益 150 減算	

親会社が繰り延べた売却損益は、譲受会社 A 社が B 社に売却した時点で、親会社で売却損益を認識します（※）。同様に、子会社 A が子会社 B に売却する際には、A 社で売却損益を繰り延べ、B 社がその後売却したときに、子会社 A で売却損益を認識します。

（※）売却先は、外部に限らず、今回の例のように「グループ会社への売却」でも実現します。

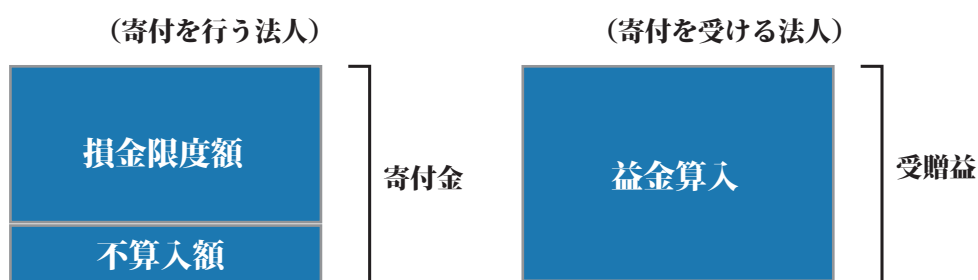
（２） グループ内受取配当等の益金不算入

グループ内での受取配当等は、全額益金不算入となります。

（３） グループ内寄附金の損金不算入及び受贈益の益金不算入

① 一般的な寄附金の取扱い

法人税法上、寄付を行った法人は、損金算入限度額までしか損金で認められず、受領した法人は、受贈益全額が益金に算入されます。

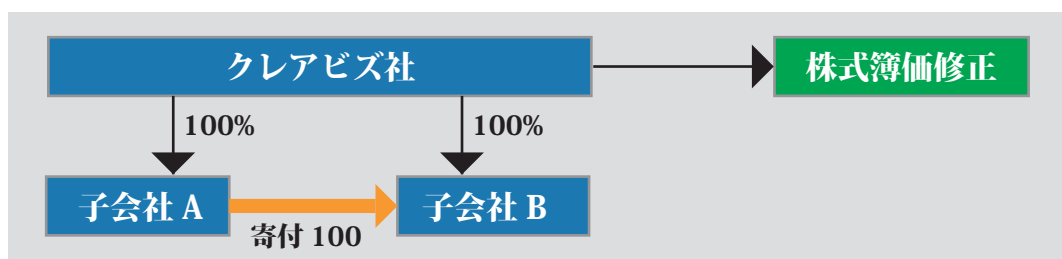


② グループ内寄附金の取扱い

上記にかかわらず、グループ内寄附金については、行った法人は全額損金不算入となり、受領した法人は、全額が益金不算入となります。

③ 仕訳例

クレアビズ社の 100%子会社 A は、100%子会社 B に寄付 100 を行った。



（各子会社の仕訳）

	子会社 A		子会社 B	
会計	寄付金 100	現金 100	現金 100	受贈益 100
申告調整	寄付金全額加算		受贈益全額減算	

(親会社の仕訳)

「寄付を行った法人」と、「寄付を受けた法人」それぞれの株主（上記例では、共にクレアビズ社）は、寄付金部分につき簿価修正を行います。これは、グループ法人内寄付に課税が生じないことを利用した、租税回避を防止するためです。

（意図的に「株式譲渡損」を発生させることを防止）

上記例で、親会社であるクレアビズ社は、「株式簿価」を以下の通り修正します。
（株式簿価の修正は申告調整で行います）

	クレアビズ社（親会社）	
申告調整	利益積立金 100 B社株式 100	A社株式 100 利益積立金 100

なお、株式簿価の修正は、直接の株主のみとなります。例えば孫会社が、親会社に寄附を行っても、孫会社の直接株主である「子会社」が、「孫会社株式」の簿価を修正するだけで、「親会社」が「子会社株式」の簿価を修正するわけではありません。

④ 留意事項

寄付金損金及び益金不算入の制度は、「法人による完全支配関係のある場合限定」で、一の者が個人の場合には適用されません。つまり、個人で100%支配するグループ内の寄付金は、寄付側は（損金算入限度額を除き）損金不算入、受けた法人側では益金算入となります。

なぜなら、この制度を個人に認めると、贈与税や相続税が簡単に節税できることになるからです。例えば、100%父親が所有する会社が、法人の資産をすべて息子の会社に寄附すれば、息子の会社は、税金を支払わずに財産をもらうことになりますので。

(4) 株式発行法人への譲渡（＝自己株譲渡）につき、譲渡損益を計上しない

グループ内会社から、発行元であるグループ内の株式発行法人に株式を譲渡する場合（＝自己株の譲渡）は、譲渡損益を計上しません。会計上、譲渡損益を計上している場合は、申告調整で加減算します（譲渡損益相当分は、資本金等の額を調整します）。

一方、自己株取得ですので、みなし配当の規定は適用されますが、完全支配関係にある法人間のみなし配当は、全額益金不算入となります。

(5) 子法人解散による整理損等の損金不算入&繰越欠損金の引継

子会社が解散し、残余財産が確定した場合、通常、親会社で「子会社整理損」が計上されますが、この整理損は税務上損金不算入となります。その代わり、子会社が保有していた「未処理欠損金額」は、親会社に引き継がれます。

(6) 中小企業向けの特例措置の不適用

資本金の額等が1億円以下の法人については、税務上さまざまな恩典がありますが、このうち、大会社の子会社等（資本金の額等が5億円以上の法人等の100%子会社）には、次の恩典が適用されなくなりました。

- 軽減税率
- 貸倒引当金の法定繰入率
- 交際費等の損金不算入制度の定額控除
- 欠損金の繰戻しによる還付制度
- 特定同族会社の特別税率の適用



3. グループ法人税制活用のポイント

グループ法人税制は、税金をかけずにグループ間での資産移動ができる制度です。ここに着目すれば、法人税節税にも活用できる可能性があります。

(1) 譲渡損益の繰延（個人・法人どちらが頂点でも可）

課税関係を生じさせることなく、資産の付け替えができる点が最大の特徴です。例えば、黒字子会社が、将来値上がりしそうな資産等を、グループ内赤字子会社に譲渡することで、将来の法人税等の節税や、将来株価の上昇を抑えることが可能です。

逆に、グループ間売却で、損失等の付け替えができなくなる点は、注意が必要です。

(2) 寄付金課税（法人頂点の場合のみ）

例えば、赤字子会社から、グループ内の黒字子会社に無利息貸付を行えば、以下の仕訳となります。グループ全体での税金はゼロですが、個社で見た場合、所得が赤字法人から黒字法人に移動することになりますので、法人税の節税につながる可能性があります。

	借方		貸方		効果
赤字子会社	寄付金	100	受取利息	100	寄付金損金不算入、 受取利息課税（所得増）
黒字子会社	支払利息	100	受贈益	100	支払利息損金算入 受贈益益金不算入（所得減）
グループ全体	支払利息	100	受取利息	100	税額ゼロ

ただし、繰り返しになりますが、寄付金に関しては、「法人を頂点とした完全支配関係」の場合のみですので、注意しましょう。個人の場合は、寄付金課税および受贈益課税が生じます（譲渡損益の繰延は可能です）。



4. 会社分割って何？

簡単にいうと、会社が、ある事業を分離して他の会社に移転させることです。事業譲渡に似ています。複数の事業を行っている会社が、1事業を別会社に移したい場合などによく利用されます。事業譲渡は現金等が対価となりますが、会社分割の場合は、株式を対価することができる点、異なります。

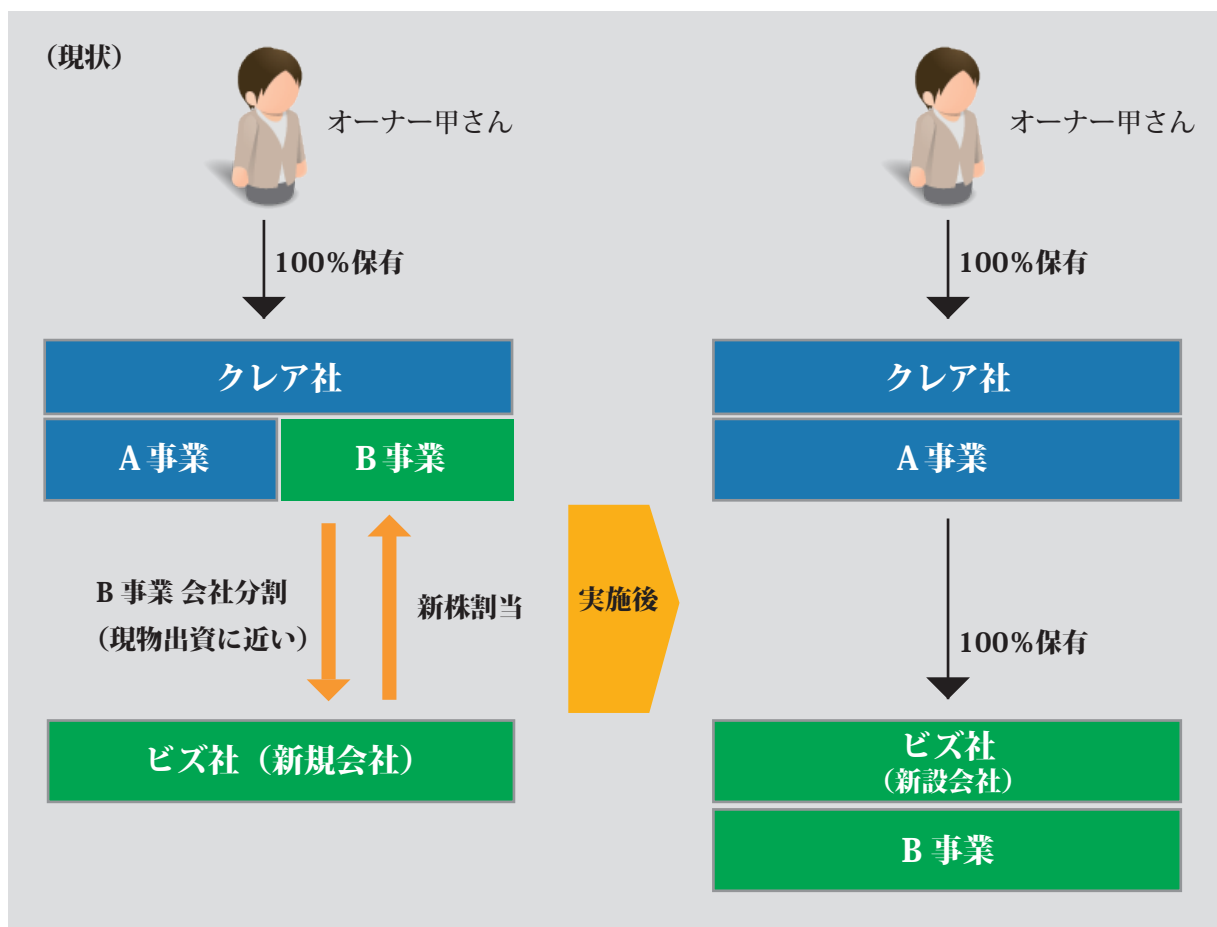
「新設分割」と「吸収分割」の2種類ありますが、新会社を設立して分離するか？（新設分割）既存会社に分離するか？（吸収分割）だけの違いです。

ここでは、新設分割を前提に、パターンを二つに分けて説明します。

（1）二つのパターン

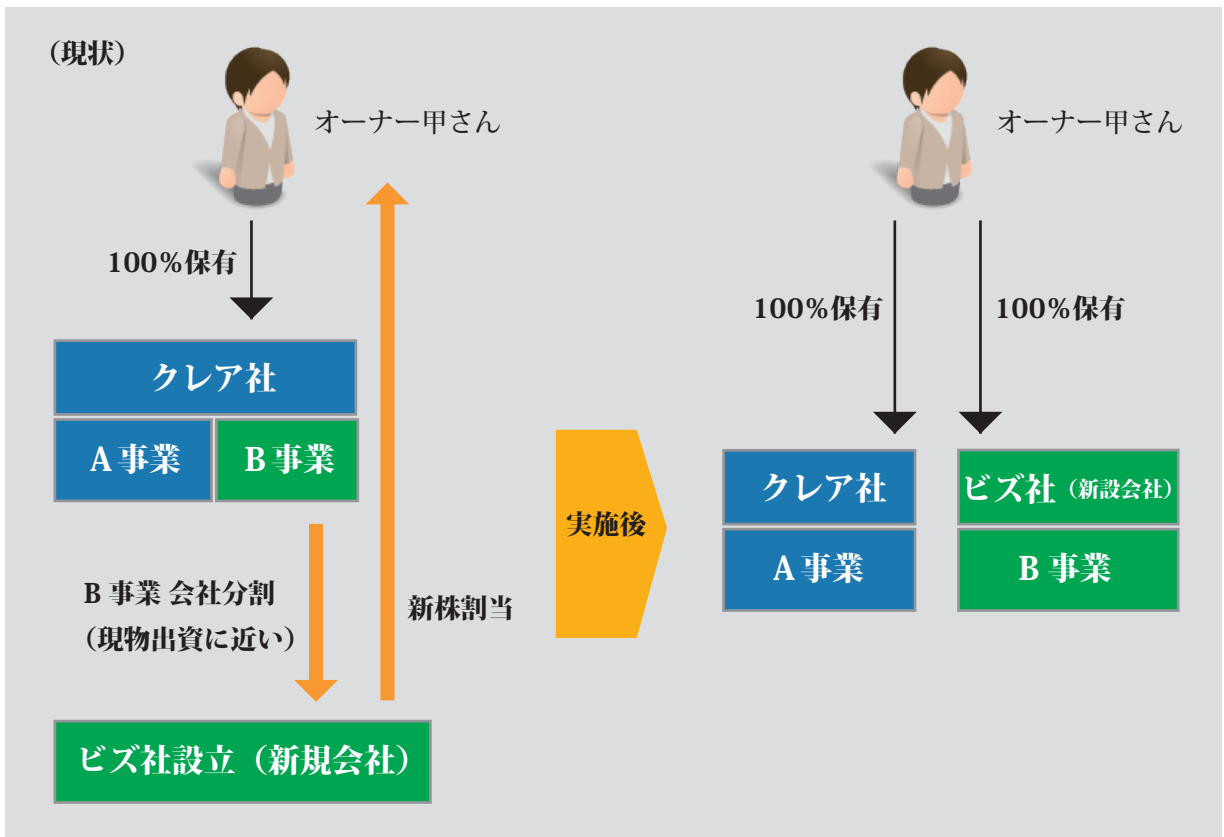
① 分社型分割

A事業とB事業を行っているクレア社は、B事業を分離したいと考えています。そこで、ビズ社を設立し、B事業をビズ社に分割。その対価として、ビズ社は、自社株式を、分離元の会社であるクレア社に発行します。



② 分割型分割

A事業とB事業を行っているクレア社は、B事業を分離したいと考えています。そこで、ビズ社を設立し、B事業をビズ社に分割。その対価として、ビズ社は、自社株式を、分離元の会社の株主である甲さんに発行します。



(2) 会社分割の特徴

- 事業を分離する際、通常は現金等のやりとりが必要であるが、会社分割の場合は、自社の株式を対価にすることができるため、新たな買収資金調達が不要。
- 事業を分離した後も、分離後の会社と、親子関係あるいはオーナーを中心とした兄弟関係を創設することができる。

(3) どっちを選ぶ？

分社型分割は、分割会社を、「分割元の子会社」にしておきたい場合に利用します。一方、分割型分割は、分割会社を、オーナーからみた「兄弟会社」にしたい場合に利用します。

例えば、分割後の事業を、分割元会社の子会社として採算を把握したい場合には、「分社型分割」を利用します。一方、後継者に会社を対等に切り分けて、事業承継させたい場合は、オーナーを中心とした複数の会社に分割する「分割型分割」を利用します。

(4) 適格会社分割

適格会社分割（分社型・分割型）に該当する場合は、移転資産と負債を帳簿価額で移行でき、譲渡損益の繰延が行われます。また、適格分割型分割の場合は、一定金額の利益積立金が、分割承継会社に引き継がれます。

(5) 適格会社分割の要件

	持分割合	株式 交付	持分 継続	資産負 債引継	従業員 引継	事業 継続	事業 関連性	規模 or 役員	株式 継続 保有
企業 グループ 内分割	(100%)	○	100%	×	×	×	×	×	×
	(50%超 100%未満)	○	50%超 100%未満	○	○	○	×	×	×
共同事業の ための分割	(50%以下)	○	-	○	○	○	○	○	○

① 企業グループ内分割とは？

- 親会社と子会社が、同一の者に 50% 超を所有されている企業グループ内の会社分割
(同一のもの＝親族等同族関係者含む)
- 親会社が、子会社の 50% 超を直接（又は間接）所有している企業グループ内の会社分割

② 共同事業のための会社分割とは？

資本関係のない複数の会社が、相互に関連性ある事業を集約することで、競争力の強化を図ることを目的として行われる会社分割



③ 各種要件の説明

要件	内容
株式交付要件	株式以外の資産が交付されない分割であること（金銭交付は×） （完全支配親会社株式もOK、無対価の場合もあり） ● 分社型分割・・・分割承継法人の株式以外の資産が交付されない ● 分割型分割・・・分割法人の株式数割合に比例して交付（按分型）
持分継続要件	分割前後に、持分関係が継続することが見込まれること
資産負債引継要件	「分割事業」に係る主要な資産及び負債が引き継がれる
従業員引継要件	「分割事業に従事する従業員」の概ね8割以上が継続従事見込であること
事業継続要件	「分割事業」の継続が見込まれること
事業関連性要件	「分割法人の分割事業」と「分割承継法人の従前事業」の相互関連性
規模比率 or 役員要件	● 分割事業にかかる、分割法人と分割承継法人の事業規模（売上額、従業者数等）が概ね5倍を超えない or ● 分割法人及び分割承継法人の特定役員（常務取締役以上）が、分割後に分割承継法人の特定役員となることが見込まれている（各社から一人ずつ以上）
株式継続保有要件	株式の継続保有が見込まれること ● 分社型・・・分割法人が、分割承継法人の株式全部を継続保有 ● 分割型・・・分割法人の株主が、分割承継法人株式の8割以上を継続保有 （分割型分割で、分割法人の株主が50人以上の場合は不要）



5. 会社分割と事業譲渡の違い

「会社分割」は、「事業譲渡」と似ていますね。では、違いはいったいどこにあるんでしょう？
 どちらも、事業を切り離して、他社に移動させるという点では共通しています。

相違する点は以下の通りです。

事業譲渡は、単に事業を譲渡する売買契約の一種ですが、会社分割は、「組織」を異動させる行為ですので、「組織再編」の一種です。したがって、事業を他社に移転するという「効果」は同じですが、手続きは大きく異なります。

まとめると以下の通り。

	事業譲渡	会社分割
目的	売買（契約法）	組織の再編（組織法）
実行後の組織	変更なし	親子（分社型）あるいは兄弟会社（分割型）
譲渡対価	原則金銭（金銭対価 必要 ）	原則株式発行（金銭対価 不要 ）
債権者保護	個別同意	債権者保護手続あり
債権債務移転	個別手続必要	個別手続不要
労働者	個別同意必要	労働契約承継
許認可の移転	再取得必要	自動移転するものあり
検査役の検査	原則不要	不要
消費税	課税	かからない
税務処理	時価取引（譲渡損益発生）	時価取引（譲渡損益発生）。ただし、適格要件を満たす場合は譲渡損益繰延
その他	不動産取得税かかる	一定の場合、不動産取得税がかからない。

会社分割は、事業譲渡と比べて、金銭を準備する必要がない点や、比較的手続きが簡単である点にメリットがあります。一方、債権債務は当然に承継されますので、引き継ぎたくない債務も承継されてしまうというデメリットがあります。

どちらを選ぶかは、目的によって決めましょう。グループ内再編なら、会社分割の方が組織が整理されますし、外部売却の場合は、お金でやりとりする事業譲渡がよいかもしれません。会社分割は、対価として株式を発行することで、親子 (or 兄弟会社) になるという組織再編が行われる点に、大きな特徴があります。

6. 会社分割（分社型）と現物出資の違い

「現物出資」と「会社分割」（分社型）も、何となく似ていますね。

では、違いはいったいどこにあるんでしょう？

どちらも、資産を他社に移動させる代わりに、対価として株を取得するという点では共通しています。相違する点は以下の通りです。

現物出資は、単に、金銭以外をもって行う「出資行為」ですが、会社分割は、「組織」を異動させる行為ですので、「組織再編」の一種です。したがって、資産を他社に移転させ、株を取得するという「効果」は同じですが、手続きは大きく異なります。

まとめると以下の通り。

	現物出資	会社分割
目的	出資行為	組織の再編（組織法）
譲渡対価	金銭以外	原則株式発行（金銭対価不要）
権利義務の移転	個別財産の出資	権利義務の包括承継
検査役の検査	原則必要	不要
消費税	課税	かからない
不動産取得税	一定の場合、不動産取得税がかからない (要件は、会社分割と異なる)	一定の場合、不動産取得税がかからない (要件は、現物出資と異なる)

なお、「適格現物出資」の要件は、実質的には「適格会社分割」と同様ですので、「適格会社分割」をご参照ください。



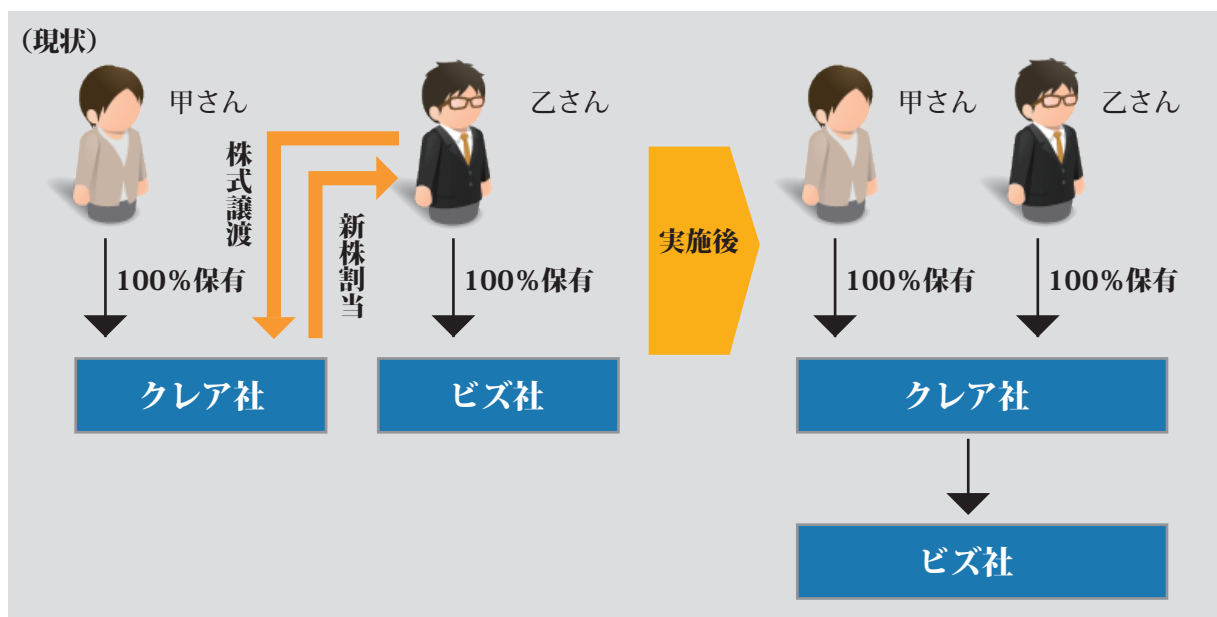
7. 株式交換って何？

(1) どんなもの？

簡単にいうと、自分が持っている株を渡す代わりに、対価として、先方の会社の株式を取得することを言います。企業買収の一つとして利用されます。

(イメージ図)

オーナーが別々のクレア社・ビズ社があるとします。クレア社がビズ社を100%支配したい場合、ビズ社のオーナー（乙さん）から、保有ビズ社株をすべて受け取り、対価としてクレア社（自社株）を交付する「株式交換」を行います。外見上、先方の株と自社の株を交換しているように見えるので、「株式交換」と呼ばれます。



(2) 株式交換の特徴

- 親子関係を創設するにあたって、通常は現金等の資金が必要であるが、株式交換の場合は、自社の株式を対価にすることができるため、新たな買収資金調達が必要。
- 両社に資本関係が全く存在しなくても、100%子会社にして親子関係を創設することができる。
- 会社の資産や事業の状況を変えずに、支配関係だけを変更することができる。

(3) 適格株式交換

適格株式交換に該当する場合、株式を簿価により譲渡したものと見做し、譲渡損益の繰延が行われます。

(4) 適格株式交換の要件

	持分割合	株式 交付	持分 継続	従業員 引継	事業 継続	事業 関連性	規模 or 役員	株式 継続 保有
企業グループ内 交換	(100%)	○	100%	×	×	×	×	×
	(50%超 100%未満)	○	50%超 100%未満	○	○	×	×	×
共同事業の ための交換	(50%以下)	○	-	○	○	○	○	○

① 企業グループ内再編とは？

- 親会社と子会社が、同一の者に 50%超を所有されている企業グループ内の株式交換
(同一のもの＝親族等同族関係者含む)
- 親会社が、子会社の 50%超を直接（又は間接）所有している企業グループ内の株式交換

② 共同事業のための株式交換とは？

資本関係のない複数の会社が、相互に関連性ある事業を集約することで、競争力の強化を図ることを目的として行われる株式交換

③ 各種要件の説明

要件	内容
株式交付要件	株式以外の資産が交付されない交換であること（ 金銭交付は× ） (or 完全支配親会社株式もOK、無対価の場合もあり)
持分継続要件	交換前後に、持分関係が継続することが見込まれること
従業員引継要件	「子会社」の従業員の概ね <u>8割以上が継続従事見込</u>
事業継続要件	「子会社」の主要事業の継続が見込まれること
事業関連性要件	「子会社の主要事業」と「親会社の事業」が相互に関連すること
規模比率 or 役員要件	● 子会社と親会社事業の<u>事業規模</u> (売上額、従業員数等)が<u>概ね5倍を超えない</u> - or ● 子会社の役員（常務取締役以上）が、1人以上継続すること
株式継続保有要件	● 株式の継続保有が見込まれること (株式交換完全子法人の株主が50人以上の場合は不要)

(5) 株式交換と現物出資の比較

「現物出資」も、適格要件を満たす場合には「適格現物出資」となります。

子会社株式を現物出資した場合、実質的には株式交換と同じ効果がありますが、「適格要件」は、現物出資の方が厳しい要件となっています。

適格現物出資の要件は、「現物出資法人が被現物出資法人の発行済株式の100%を保有しており、現物出資後もその関係の継続が見込まれる場合」となっていますので、注意しましょう。

8. 株式移転って何？

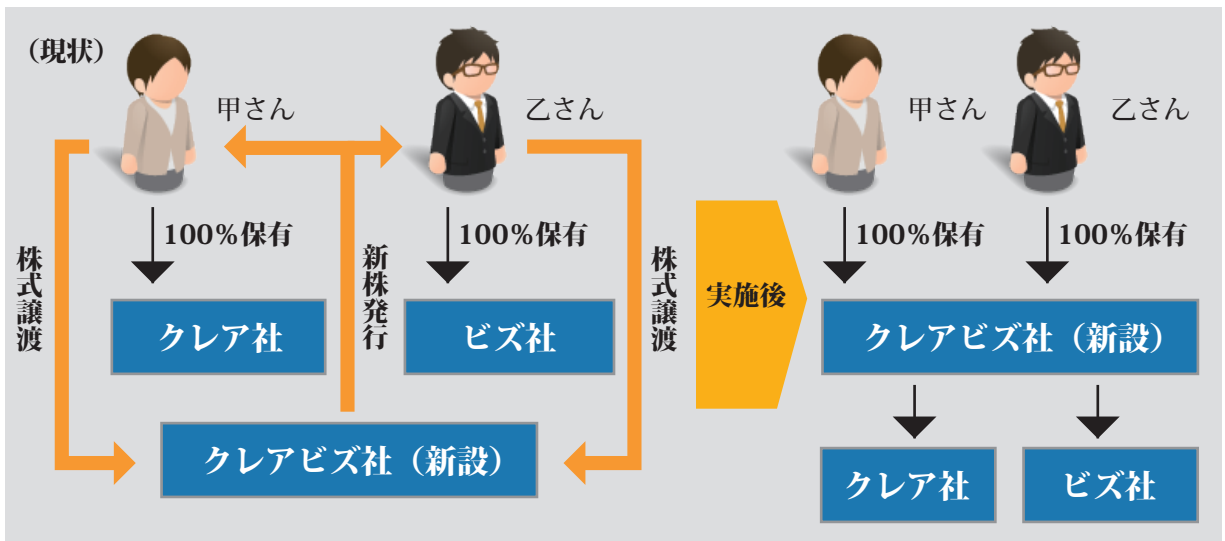
株式移転は、株式交換に非常に似ています。既存の会社が他の会社の株式を取得するスキームが株式交換、一方、既存の会社ではなく、新会社を設立して取得するスキームが株式移転です。

(イメージ図)

クレア社とビズ社は、それぞれ別々のオーナー（甲、乙）が保有する会社です。

甲、乙は、クレア社とビズ社を統合するため、新たに「クレアビズ社」を設立し、株式移転により、クレア社、ビズ社を新会社の傘下にいれます。

単純に、新会社（クレアビズ社）設立にあたっての払込を、金銭ではなく、各自（甲、乙）が保有するクレア社、ビズ社株（自社株）で行うことで、支配関係が変わります。その対価として、甲、乙はクレアビズ社の株式を取得します。



(1) 株式移転の特徴（＝株式交換とほぼ同じです）

- 親子関係を創設するにあたって、通常は現金等の資金が必要であるが、株式交換の場合は、自社の株式を対価にすることができるため、新たな買収資金調達が不要。
- 両社に資本関係が全く存在しなくても、100% 子会社にして親子関係を創設することができる。
- 会社の資産や事業の状況を変えることなく、支配関係だけを変更することができる。

(2) 適格株式移転（適格株式交換と一緒）

適格株式移転に該当する場合、株式を簿価により譲渡したものとして、譲渡損益の繰延が行われます。

(3) 適格株式移転の要件

適格株式交換と基本的に同じですので、ここでは省略します（株式交換をご参照ください）。

9. 株式交換と会社分割の違い

(1) 共通点

- 親子会社・兄弟会社等の創設
- 自社株式を対価とした再編手法のため、資金の移動が不要
- 会社法上の組織再編行為であり、どちらも原則、株主総会の承認が必要。
- 対価は、新株、自己株式、現金、その他の対価も可能。金銭交付により少数株主を排除したり、親会社株式を対価とした三角分割・交換も可能。

(2) 相違点

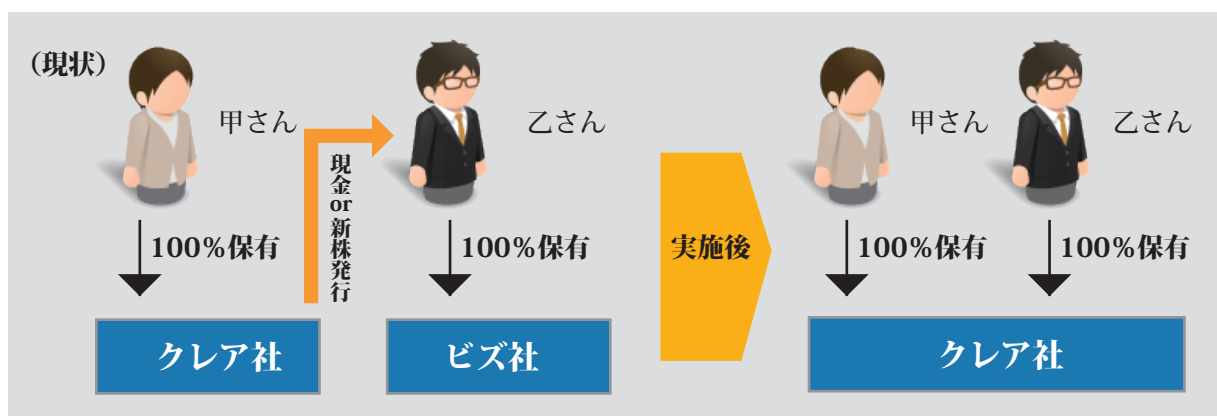
	株式交換	会社分割
財産の移転	なし	財産が別の会社に移転
所有権移転登記	不要	必要
所有権・抵当権設定 登録免許税	かからない	かかる
不動産取得税	かからない	かかる。ただし、下記要件全てを満たす会 場合は非課税（適格要件の一部です） ● 株式交付要件 ● 資産負債引継要件 ● 事業継続要件 ● 従業員引継要件
資本金	不変	増加
登録免許税	不変	かかる（増加資本金額 × 0.7%）
均等割、事業税資本割 外形標準課税	不変	法人住民税の均等割&事業税資本割の負担が 増加するケースあり
債権者保護	原則的に不要	債権者保護手続きの一環として、 公告手続が必要。 （事業譲渡に比べて手続きは楽）

10. 合併ってどんなもの？

簡単にいうと、ある会社と他の会社が一緒になることです。共通の事業を行っている2つの会社を、1つの会社を集約したい場合にも利用されます。会社分割や事業譲渡と全く逆ですね。

(イメージ図)

クレア社とビズ社は、それぞれ別々のオーナー（甲、乙）が保有する会社です。クレア社がビズ社を吸収合併します。合併の場合は、ビズ社は消滅し、ビズ社の旧株主乙さんは、今まで保有していた「ビズ社株式」の代わりに、クレア社から新株等の交付を受けます。



(1) 合併の特徴

現金等を対価とした合併も可能ですが、合併会社（上記例ではクレア社）の株式を対価とした方法も可能です。

(2) 適格合併

適格合併に該当する場合は、移転資産と負債を帳簿価額で移行でき、譲渡損益の繰延が行われます。また、一定金額が合併法人の利益積立金に引き継がれます。

(3) 適格合併の要件

	持分割合	株式 交付	持分 継続	従業員 引継	事業 継続	事業 関連性	規模 or 役員	株式 継続 保有
企業グループ内 合併	(100%)	○	100%	×	×	×	×	×
	(50%超 100%未満)	○	50%超 100%未満	○	○	×	×	×
共同事業の ための合併	(50%以下)	○	-	○	○	○	○	○

① 企業グループ内合併とは？

- 親会社と子会社が、同一の者に 50%超を所有されている企業グループ内の合併
(同一のもの＝親族等同族関係者含む)
- 親会社が、子会社の 50%超を直接（又は間接）所有している企業グループ内の合併

② 共同事業のための合併とは？

資本関係のない複数の会社が、相互に関連性ある事業を集約することで、競争力の強化を図ることを目的として行われる合併

③ 各種要件の説明

要件	内容
株式交付要件	株式以外の資産が交付されない合併であること（金銭交付は ×）（※）
持分継続要件	合併前後に、持分関係が継続することが見込まれること
従業員引継要件	「合併直前の従業員」の概ね 8 割以上が継続従事見込であること
事業継続要件	「被合併法人」の主要事業の継続が見込まれること
事業関連性要件	「被合併法人の主要事業」と「合併法人の従前事業」の相互関連性があること
規模比率 or 役員要件	● 被合併法人と合併法人の事業規模（売上額、従業者数等）が概ね 5 倍を超えない - or ● 被合併法人と合併法人の特定役員（常務取締役以上）が、合併後に合併法人の特定役員となることが見込まれていること（各社から 1 人ずつ以上）
株式継続保有要件	株式の継続保有が見込まれること (被合併法人の株主が 50 人以上の場合は不要)

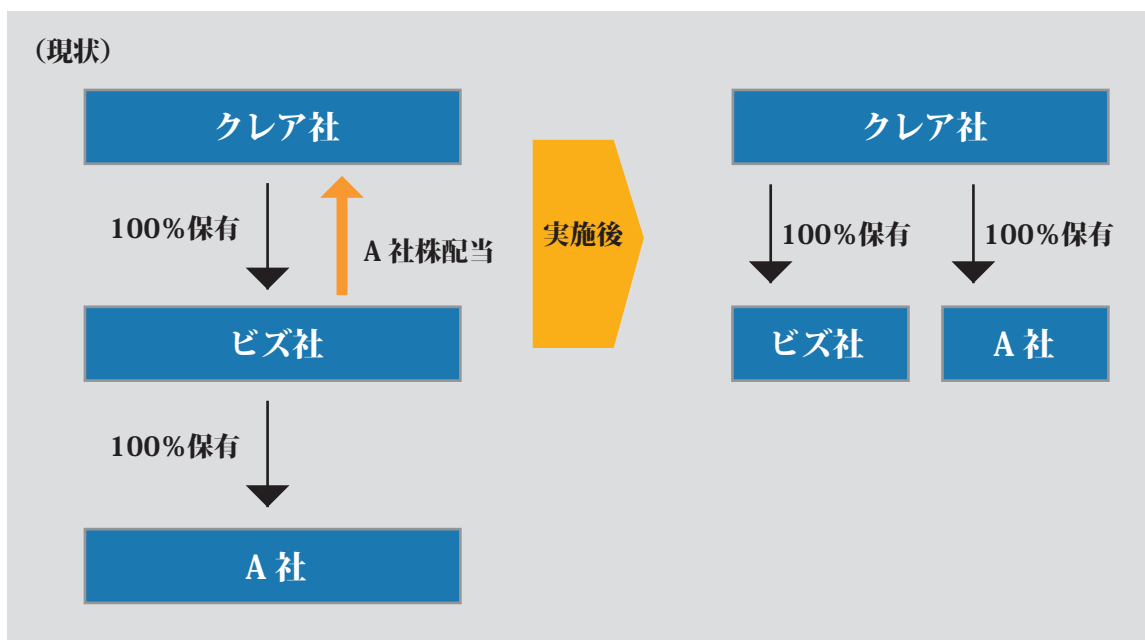
（※）合併比率調整のための現金交付金等は、例外的に OK

11. 現物分配って何？

現物分配っていうのは、「剰余金の配当」を金銭以外の資産で行うことを言います。配当を、現金でなく「株式」で行う場合などですね！この現物分配は、例えば、孫会社を子会社にした場合などによく利用されます（剰余金の配当には「みなし配当」も含まれます）。

（イメージ図）

クレア社の100%子会社であるビズ社が、クレア社に対して配当を行う。この配当を、「現金」ではなく、ビズ社100%保有の「A社株式」で行う。



（１） 現物分配の特徴

- 会社の資産や事業状況を変えることなく、支配関係だけを変更することができる。
- 債権者保護手続が不要のため、会社分割と比較して、手続が簡単で時間が短縮できる。
また、「税制適格要件」が少ない点も特徴。
- あくまで資産の移転手法であり、「負債」は含まない点、合併や会社分割と異なる。

(2) 現物分配の活用事例

① 孫会社の子会社化

先ほどの例のように、「孫会社株」を、子会社が親会社に「現物分配」することにより、孫会社を、親会社から見た直接の子会社にすることが可能です。

② 子会社が保有する親会社株式の処分

例えば、株式交換等を実施する場合に、子会社が一時的に親会社株式を保有するケースがあります。会社法上、親会社株式は、保有後相当時期に処分(＝売却)することが要請されますので、困ったことになります。そこで、一時取得した親会社株式を、子会社から親会社へ「現物分配」することにより、対価を伴わずに親会社株式の処分が可能となります。

③ 子会社清算における、残余財産の現物分配

子会社が保有する財産を、親会社に「現物分配」することにより、課税関係を生じさずに資産を移転することが可能です。

(3) 適格現物分配

「適格現物分配」に該当する場合、配当による資産の移転は、「帳簿価額」よって行われ、課税関係が生じません。また、現物配当にかかる源泉徴収も不要となります。

(4) 適格現物分配の要件

- 現物分配する法人と、現物分配される法人との間に完全支配関係がある。
- 現物分配を受ける側は、個人や外国法人は含まれない。

(5) 留意事項

「現物分配」は、会社法上の剰余金の分配規制が適用されるため、剰余金の分配可能額の範囲内で行う必要がある点に留意しましょう。

おわりに・・・

いかがでしたか？今回は、グループ法人税制や組織再編税制の入り口のところを中心にまとめました。少しでもイメージできましたでしょうか？

組織再編に関しては、今回取りあげたテーマ以外にも多くの論点があります。しかし、みなさんがすべての知識を持っておく必要はありません。

一番大切なことは、これらの制度を覚えることではなく、ビジネス上、何かをしようと思ったときに、「そういえば、こんな方法があったよね？」と、社長自身が思い出すことだと思います。細かい話は、専門家である税理士や会計士が解決してくれます。色々なシチュエーションで、まずは社長自身が気づかないと、専門家からのアドバイスの機会を逸してしまうかもしれません。

今回の冊子が、みなさまのイメージ把握に少しでも役立てば、非常にうれしく思います。

濱田会計事務所では、グループ法人税制・組織再編税制の論点はもちろん、お客様のニーズにマッチした情報をどんどん提案していきます。ぜひお気軽にご相談ください。

濱田会計事務所 公認会計士 / 税理士 濱田 隆祐



作成 濱田会計事務所 2016年6月30日

本記事の内容は投稿時点（2016年6月30日）での税法、会計基準、会社法その他の法令に基づき記載しています。また、読者が理解しやすいように、厳密ではない解説をしている部分があります。本記事に基づく情報により実務を行う場合には、専門家に相談の上行うか、十分に内容を検討の上実行してください。本情報の利用により損害が発生することがあっても、当事務所は一切責任を負いかねますのでご了承下さい。



Hamada CPA Office

濱田会計事務所 / クレアビズコンサルティング株式会社

〒651-0087

神戸市中央区御幸通 4-1-10 YAYA BLD4F

TEL. 078-855-8655 FAX. 078-855-8657

URL. <http://www.mikagecpa.com/>

神戸 税理士

検索



組織再編のご相談、承ります。

